

明治大学公認サークル登録取扱要領

2007年（平成19年）	5月27日	制定
2007年（平成19年）	12月10日	一部改正
2010年（平成22年）	11月8日	一部改正
2011年（平成23年）	5月9日	一部改正
2013年（平成25年）	6月24日	一部改正
2014年（平成26年）	12月1日	一部改正
2017年（平成29年）	1月30日	一部改正
2022年（令和4年）	4月12日	一部改正

（趣旨）

第1条 この要領は、明治大学（以下「本学」という。）における公認サークルの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 登録申請を行うことができる学生団体は、次の各号のいずれにも該当することを要するものとする。

- (1) 活動の趣旨が明確であり、課外活動の意義に沿っていること。
 - (2) 活動が本学学生（大学院生を除く。以下同じ。）の自主的・主体的な運営によって行われていること。
 - (3) 活動が本学学生の生命に危害を及ぼすおそれがないこと並びに自由な活動及び教育を受ける権利を侵していないこと。
 - (4) 団体の規約が明文化され、整備されていること。
 - (5) 本学の専任教職員（専任教授，専任准教授，専任講師，専任職員。ただし，助教及び助手を除く。）が部長となっていること。
 - (6) 団体は、本学学生によって構成され、20名以上の部員がいること。
 - (7) 団体に本学学生による役員（幹事長及び会計）を置くこと。
 - (8) 原則として、一定期間（6カ月程度）の活動実績を有すること。
 - (9) これまでに第14条に基づき公認の取消になった団体ではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録申請を行う学生団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を認めないものとする。
- (1) 営利活動を行う学生団体
 - (2) 宗教的活動を行う学生団体
 - (3) 反社会的な活動を行う学生団体
 - (4) 学外団体の支部として活動を行う学生団体
 - (5) その他、本学が不適格と判断した学生団体

（申請）

第3条 登録申請を行う学生団体は、次の各号に掲げる所定の書類（以下「申請書類」という。）を、主に活動をするキャンパスの学生支援事務室または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室に提出しなければならない。

- (1) 設立趣意書
 - (2) 部規約
 - (3) 部長承諾書
 - (4) 学生団体役員届
 - (5) 部員名簿
 - (6) 週間行事予定表
 - (7) 年間行事予定表
 - (8) 誓約書
- 2 学生支援部は、学生団体から申請書類の提出があったときは、必要に応じて、当該学生団体との面談を行うものとする。
- 3 学生部委員会における申請に係る審査は、毎年度6月及び12月に行う。
(部長の兼務)
- 第4条** 部長の兼務は、2団体までとする。
(役員 of 兼務禁止)
- 第5条** 登録申請を行う学生団体において、同一団体内又は複数団体の役員(幹事長及び会計)を兼務することはできない。
(仮承認)
- 第6条** 学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室は、必要に応じて、申請書類を提出した学生団体との面談を行い、学生部委員会の議を経て仮承認する。
- 2 仮承認期間は、2年間とする。
- 3 仮承認期間中は、便宜供与に関して制約を受けることがある。
(本承認)
- 第7条** 前条に規定する仮承認を受けた団体及び第14条第2項第2号の処分を受けた団体は、仮承認後又は処分決定日から2年間の活動を経て、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 活動報告書
 - (2) 会計報告書(領収書添付)
 - (3) サークル運営報告書
 - (4) 部長による推薦書
- 2 学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室は、前項の規定により書類の提出があったときは、その内容を精査し、次の各号のいずれの要件も満たしていると認められる場合には、必要に応じて面談を行い、学生部委員会の議を経て、本承認する。
- (1) 仮承認の後、毎年度所定の継続手続が行われていること。
 - (2) 本学学生によって構成され、部員の数が20名以上かつ部員の構成が1年次から4年次までのうち、3学年以上いること。
- 3 学生部委員会における本承認に係る審査は、毎年度6月及び12月に行う。
(仮承認の取消し)
- 第8条** 前条に規定する本承認の要件を満たしていない学生団体は、仮承認を

取り消すものとする。

(継続手続)

第9条 登録団体（仮承認及び本承認の団体をいう。以下同じ。）は、本学が定める期間内に、次の各号に掲げる所定の書類を提出し、継続手続を行わなければならない。

- (1) 学生団体役員届
- (2) 部員名簿
- (3) 週間行事予定表
- (4) 年間行事予定表
- (5) 誓約書
- (6) 部規約
- (7) 会計報告書

2 継続手続は、学生部長の承認をもって当該手続を完了するものとする。

(活動報告)

第10条 前条第1項に規定する書類を提出した登録団体は、活動報告を行わなければならない。

2 登録団体による活動報告は、活動内容及び当該活動にかかわる評価・反省を記入した所定の活動報告書を提出することにより行う。この場合において、活動報告書を提出した登録団体は、必要に応じて、学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室との面談を行うものとする。

3 活動報告の時期は、原則として、登録団体継続手続時とし、役員の変更・部員の変更等があった場合には、必要に応じて、前条第1項各号に掲げる書類を提出するものとする。

(部長の交代)

第11条 部長の交代を行う登録団体は、所定の部長交代届を提出し、必要に応じて、学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室との面談を行い、学生部委員会の議を経なければならない。

(部長の在外研究等による不在の取扱い)

第12条 部長が長期在外研究等により、8か月以上にわたって海外に滞在する場合及びそれに準ずる場合には、前条に定める部長の交代手続又は代理部長の選任手続のいずれかを行わなければならない。

2 代理部長の選任を行う場合には、所定の代理部長申請届を提出し、必要に応じて、学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室との面談を行い、学生部委員会の議を経なければならない。

3 代理部長の兼務は、3団体（部長を含む。）までとする。

4 部長が復帰する場合には、所定の部長復帰届を提出し、必要に応じて、学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室との面談を行い、学生部委員会の議を経なければならない。

(登録団体への便宜供与)

第13条 登録団体は、本学から次に掲げる便宜供与を受けることができる。

- (1) 教室、学生共用施設、体育施設等会場の使用
- (2) サークルの勧誘活動
- (3) サークル紹介誌への掲載
- (4) 活動中の事故に対する学生教育研究災害傷害保険の適用
- (5) 新入生指導週間中における構内出店許可
- (6) その他、本学が認めた便宜供与

(処分の事由、内容等)

第14条 登録団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、その情状に応じて、次項に定める処分を行うものとする。

- (1) 不法行為を行った場合
- (2) 不祥事を起こした場合、又は不正行為を行った場合
- (3) 本学が第2条第2項に規定する学生団体と認めた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 継続手続,その他の必要な手続を本学の定める期間内に行わなかった場合
- (6) 継続が承認されなかった場合
- (7) その他、本学が公認の取消しに相当すると認めた場合

2 登録団体に対する処分内容は、次のとおりとする。なお、処分は併科することがある。

- (1) 公認の取消
- (2) 本承認の取り消し
- (3) 3グループ加盟の取り消し
- (4) 活動の停止又は制限
- (5) 便宜供与の停止又は制限
- (6) 助成金の返還又は制限

3 登録団体に対する処分内容、その他の必要な事項は、学生部委員会の議を経て決定する。

(3グループ加盟)

第15条 第7条に規定する本承認を受けた団体は、3グループに加盟をしようとする場合は、本承認後8年間の活動を経て、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 会計報告書(領収書添付)
- (3) サークルレポート
- (4) 部長による推薦書
- (5) 誓約書

2 前条第2項第3号の処分を受けた団体は、3グループに加盟をしようとする場合は、処分決定日から2年間の活動を経て、前項に掲げる書類を提出しなければならない。

3 学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室は、前各

項の規定により書類の提出があったときは、その内容を精査し、次の各号のいずれの要件も満たしていると認められる場合には、必要に応じて、当該学生団体との面談を行い、学生部委員会の議を経て、3グループ加盟を承認する。

(1) 仮承認後、毎年度所定の継続手続が行われていること。

(2) 本学学生によって構成され、部員の数が20名以上いること。

4 学生部委員会における3グループ加盟に係る審査は、毎年度6月に行う。

(要領の改廃)

第16条 この要領を改廃するときは、学生部委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第17条 この要領に定めのない事項については、学生部長が学生部委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2007年(平成19年)5月28日から施行する。

(内規の廃止)

2 サークル新設に関する取扱い内規、サークル部長の在外研究等による不在期間の取扱い内規及び学生サークルの責任者に関わる取扱基準(内規)は、2007年(平成19年)5月27日をもって廃止する。

(経過措置)

3 2007年5月27日以前に仮承認された学生団体については、2007年度中に限り、第8条の適用を除外する。

附 則

この要領は、2007年(平成19年)12月11日から施行する。

(注 事務機構改革の実施による部署名称の変更に伴う改正)

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、2010年(平成22年)11月8日から施行する。

2 改正前の第14条及び第15条に基づいて行われた登録の取消し及び処分は、改正後の第14条に基づいて行われたものとみなす。ただし、その効力を妨げない。

(注 処分に関する用字・用語の統一、処分内容・事由に係る条項の整理及びその他の条項中の用語の修正)

附 則

この要領は、2011年(平成23年)5月9日から施行する。

(注 部長資格の明確化、申請の審査に関わる時期の追加及びその他の条項中の用語の修正)

附 則

この要領は、2013年(平成25年)6月24日から施行する。

(注 部長資格の明確化、申請の審査に関わる対応部署の追加)

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

（注 登録申請の資格の明確化，登録申請・本承認・継続手続き時の提出資料の改定，処分事由及び内容の追加，3グループ加盟の規定の追加）

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

（注 継続手続書類の追加，処分内容及び併科の追加・処分内容変更に伴い「本承認の取り消し」「3グループの取り消し」となった団体の再審査方法の追加）

附 則

この要領は、2022年（令和4年）4月12日から施行する。

（注 登録申請の資格における活動実績の追加）